

SCCRにおける放送機関の保護に関する主な論点

項目		論点	SCCRにおける議論の状況	日本の著作権法	
保護対象	インターネット送信	放送と同時の送信 (サイマルキャスト ディング)	任意的保護とするか、義務的保護とするか	ほぼコンセンサスが得られており、SCCR35では特に議論されていない	放送(有線放送)事業者は、インターネット送信についての著作隣接権を有していない ※放送(有線放送)事業者が著作権を有する場合には、著作権による権利行使可能
		異時のウェブキャスト ディング、 オンデマンド送信	①保護対象とするか ②任意的保護とするか、義務的保護とするか	EUが義務的保護を求める一方で、一部の国から反対意見あり	
		インターネット オリジナル番組 の送信	保護対象とするか	保護対象とすることに異論が多い	